



# 日本イヌワシ研究会規約

2013年12月7日 改正

## 第1条（名称）

本会は、「日本イヌワシ研究会」、英名「The Society for Research of Golden Eagle」、略称「SRGE」と称する。

## 第2条（事務局）

- 1 研究会に事務局を置き、所在地は別に定める。
- 2 事務局には、事務局長1名、事務局次長数名、会計1名を置く。
- 3 事務局は、役員会の運営を行なうとともに、会員、地区委員、各委員会からの情報を整理し会員に発信する。事務局次長は事務局長を補佐する。会計は、事業計画に基づいて出納、経理事務を行なう。

## 第3条（目的）

研究会は、イヌワシの調査、研究ならびに保護を目的とする。

## 第4条（事業）

研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) イヌワシの調査研究
- (2) イヌワシの保護に必要な活動
- (3) 会報等の発行
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第5条（会員の資格および会費）

研究会の会員は、次のとおりとする。

### (1) 普通会員

この規約に賛同し、原則として第13条で定める地区委員1名、既会員1名の推薦を受け、かつ所定の入会金および年会費を納入する者

### (2) 賛助会員

この規約に賛同し、原則として第13条で定める地区委員1名、既会員1名の推薦を受け、かつ所定の賛助会費を納入する者

### (3) 家族会員

普通会員または賛助会員の家族で、この規約に賛同し、かつ所定の年会費を納入する者

## 第6条（年度）

会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

## 第7条（報告）

事業および会計報告は、役員会の承認を得て、会員に文書で報告するものとする。

## 第8条（役員）

研究会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理事 10～15名
- （4）監事 1～2名

## 第9条（役員を選出）

- 1 理事は、総会において会員の中から選出する。
- 2 会長、副会長および監事は理事の互選とする。

## 第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第11条（役員の職務）

- 1 会長は、研究会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、それぞれ分掌事務を行なう。
- 4 監事は、研究会の役員会運営および会計を監査する。

## 第12条（役員会）

- 1 役員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、理事の3分の1以上、または監事から請求があった時は、速やかに役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 役員会の議決は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の時は会長が決するところによる。

## 第13条（地区と地区委員）

- 1 研究会の運営ならびに地域での活動を円滑に行なうため、会員の調査研究活動地域を単位として活動地区と称し、地区委員を置く。
- 2 活動地区は、地区に関する会員の意見を聞いた上で調査研究委員会において起案し、役員会にて承認する。
- 3 地区委員は、地区内の会員および事務局長との積極的な連絡調整を行なう。
- 4 地区委員は、各地区からの推薦をもとに役員会において選出し、会長が委嘱する。
- 5 地区委員の委嘱期間は2年とし、役員改選に合わせて委嘱を行なう。

## 第14条（総会）

- 1 総会は、会長が招集する。
- 2 総会は、役員会において必要と認めた時、随時開催する。
- 3 総会は、普通会员および賛助会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、議決権の行使を他の出席会員に委任した会員は、出席者とみなす。
- 4 総会の議決は、普通会员および賛助会員の出席者の過半数をもって決する。

## 第15条（会員の資格の喪失）

次に掲げる者は、会員としての資格を喪失する。

- (1) 書面により退会を会長に申し出た者
- (2) 会費の納入を怠った者
- (3) 研究会の目的に反する行為があったことを役員会が認めた者

## 第16条（運営細則の規定）

この規約に定めるものの他、研究会の運営に関し必要な事項は、役員会が定めるものとする。

## 第17条（規約の改正）

この規約を改正しようとする時は、総会において普通会員および賛助会員の出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 付則

- 1 この規約は、昭和56年5月3日から施行する。
- 2 事務局は、滋賀県野洲郡野洲町行畑482-57 山崎亨 方に置く。
- 3 普通会员の入会金は、2,000円とする。
- 4 年会費は、普通会员10,000円、家族会員は2,000円とする。
- 5 賛助会費は、年額20,000円とする。
- 6 昭和56年5月3日から昭和56年8月31日までの期間は、昭和56年度とする。
- 7 昭和56年8月25日改正し、施行する。
- 8 昭和60年12月15日改正し、昭和61年1月1日から施行する。
- 9 昭和62年7月11日改正し、昭和63年1月1日から施行する。
- 10 平成2年11月23日改正し、平成2年1月1日から施行する。
- 11 平成4年5月3日改正し、平成4年1月1日から施行する。
- 12 平成14年4月27日事務局の所在地を変更し、長野県北安曇郡池田町会染6811-5 内田忠良 方に置く。
- 13 2007年6月9日改正し、2007年1月1日から施行する。
- 14 2007年6月9日事務局の所在地を変更し、滋賀県米原市下板並348-1 須藤明子 方に置く。
- 15 2010年12月4日改正し、2011年1月1日から施行する。
- 16 2013年2月17日よりゆうちょ銀行振替口座およびゆうちょ銀行総合口座の管理は、会計浜田賢治が担当し、所在地を会計宅 奈良県生駒郡斑鳩町龍田北5-11-13 浜田賢治 方に置く。
- 17 2013年5月1日事務局の所在地を変更し、東京都豊島区池袋本町2-28-13 島田裕史 方に置く。
- 18 2013年12月7日改正し、2013年12月7日から施行する。